

人権擁護委員が法務大臣表彰を受賞

人権擁護委員は、市長が推薦し法務大臣が委嘱するボランティアで、市では、現在8人の委員が人権相談や啓発活動に日々取り組んでいます。このうち、永年にわたり人権擁護活動に尽力された蒲田知子さんと中嶋康貴さんが、その業績をたたえられ、10月16日に法務大臣から表彰状が授与されました。

蒲田さんは、平成16年7月に就任(現在5期目)。柏人権擁護委員協議会副会長や同協議会我孫子部会長を務め、組織の中核として活躍中です。中嶋さんは、平成18年7月に就任(現在4期目)。柏人権擁護委員協議会常務委員、同協議会および千葉県人権擁護委員連合会の子ども人権委員として、主に子どもの人権擁護活動や広報活動で活躍されています。

人権相談は原則毎月第4木曜日に行っていますので、お気軽にご相談ください(予約優先)。

☎ 社会福祉課・内線432

平成29年分 年末調整等説明会
 日時 11月10日(金)午後1時30分～3時30分
 場所 市民プラザホール
 内容 給与支払者の年末調整の仕方、法定調書・給与

消費税軽減税率 事業者向け説明会
 日時 11月10日(金)午前10時～11時30分
 場所 市民プラザホール
 内容 消費税引き上げに伴う軽減税率制度の概要など
 柏税務署 ☎ 714612321 (内線172)

我孫子市公募補助金 公開ヒアリング
 平成30～32年度の公募補助金について、補助金等検討委員会が採択されなかった団体が、改めて申請内容をPRする公開ヒアリングを実施します。詳しくはお問い合わせください。
 日時 11月13日(月)午前10時～11時※団体の不参加により中止の場合あり
 場所 市役所分館1階大会

平成29年度 我孫子市戦没者追悼式
 日時 11月16日(木)午前10時30分～
 場所 湖北地区公民館
 対象 戦没者および戦災死者の遺族、一般参列者(申込不要、直接会場へ)
 ※平服でお越しください
 社会福祉課・内線649

マイナンバー業務 休日開庁日
 日時 11月18日(土)午前8時30分～正午
 場所 市民課(市役所本庁舎1階)
 受付業務 マイナンバーカードの交付・申請、市役所に郵送戻りになった通知カードの交付
 ※マイナンバーカードの申請は任意です。
 市民課・内線478

騒音規制法の告示の一部改正について
 我孫子市告示第256号で「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の区域の区分の設定、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」の備考欄を改正し、告示しました。周囲におおむね50メートル以内の区域に、基準値を5デシベル減じた値とする対象施設を増加し、改正したものです。詳しくは市ホームページをご覧ください。
 手賀沼課 ☎ 71851484



11月は「ちば国保月間」

国民健康保険税は、病気やけがなどで医療機関にかかるときに必要な医療費の大切な財源です。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

◎お支払いは口座振替が便利です

保険税を口座振替にすると、「納め忘れがない」「金融機関に行く必要がない」など大変便利です。取り扱い金融機関や手続方法についてはお問い合わせください。

◎健康保険の重複加入にご注意を

勤務先の健康保険(社会保険など)に加入した場合やその健康保険加入者の被扶養者となった場合は、ご自身で国民健康保険の脱退手続きが必要です。今一度加入している健康保険をご確認ください。

◎正しい所得を申告しましょう

国保加入者およびその世帯主の前年中の所得が一定の基準以下(※)の場合、保険税の均等割・平等割が軽減されます。軽減の判定は前年中の所得金額で行うため、所得がない場合でも申告が必要です。

※7割軽減『33万円以下』、5割軽減『33万円+(27万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)以下』、2割軽減『33万円+(49万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)以下』

◎保険税の滞納にご注意を

納期限を過ぎて納付する場合は、延滞金が増加されることがあります。また、保険税の滞納が続くと、保険証の有効期限が短くなったり、医療費が一時的に全額自己負担となったりします。さらに、財産の差し押さえなどで強制徴収されることもあります。特別な事情により保険税の納付が困難な場合は、早めの納税相談をお願いします。

☎ 国保年金課・内線354(賦課)、912(納付)

確定申告 社会保険料控除のための証明書
 ◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
 平成29年中の納付額を記載した「納付済確認書」を、平成30年1月下旬に納税(付)義務者に送付します。確定申告、市・県民税の申告にご利用ください。
 特別徴収分については、日本年金機構・共済組合から送付される源泉徴収票をご利用ください。
 ◎国民年金保険料
 日本年金機構から送付される「社会保険料控除証明書」または領収証書をご利用ください。
 日本年金機構 ☎ 05701031004

納付を証明する書類の発送時期

種別	発送者	納付方法	発送時期
国民年金保険料	日本年金機構	金融機関納付・口座振替分	11月上旬※10月以降初めて納付する方は2月上旬
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料	日本年金機構 我孫子市	特別徴収分(年金天引き) 窓口納付・口座振替分	平成30年1月下旬～2月上旬 平成30年1月下旬

11月9日～15日 秋季全国火災予防運動 『火の用心 ことばを形に 習慣に』

今年の市内火災は、22件発生しています(10月1日現在)。火災は、放火やもらい火に遭わない工夫や暖房器具の取り扱い、たばこの不始末など、一人一人が暮らしの中で注意をすれば防げるものです。尊い生命や財産を奪う悲惨な火災を出さないために『火の用心』を心掛けましょう。

◎消防フェア

日時 11月12日(日)午前10時～午後3時
 場所 アビイクオーレ1階エントランス(イトーヨーカドー我孫子南口店)
 内容 防火ポスター表彰式(午後1時30分～)・入賞作品展(期間…11月9日(木)～15日(水))、防火防災アンケート調査、くじ引きによる防火防災啓発品の配布

◎住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器の設置は、全ての住宅に義務付けられています。まだ設置していない住宅は、大切な命や財産を守るため設置しましょう。すでに住宅用火災警報器を設置している場合でも、電池切れが生じているものもあります。また、設置から10年以上経過している場合は、劣化により火災を感知しないものもあり、本体を交換することが望ましいとされています。※消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。不適切な訪問販売にご注意ください。

☎ 消防本部予防課 ☎ 7181-7702

10年たったら、とりカエル。

